令和８年４月１日現在

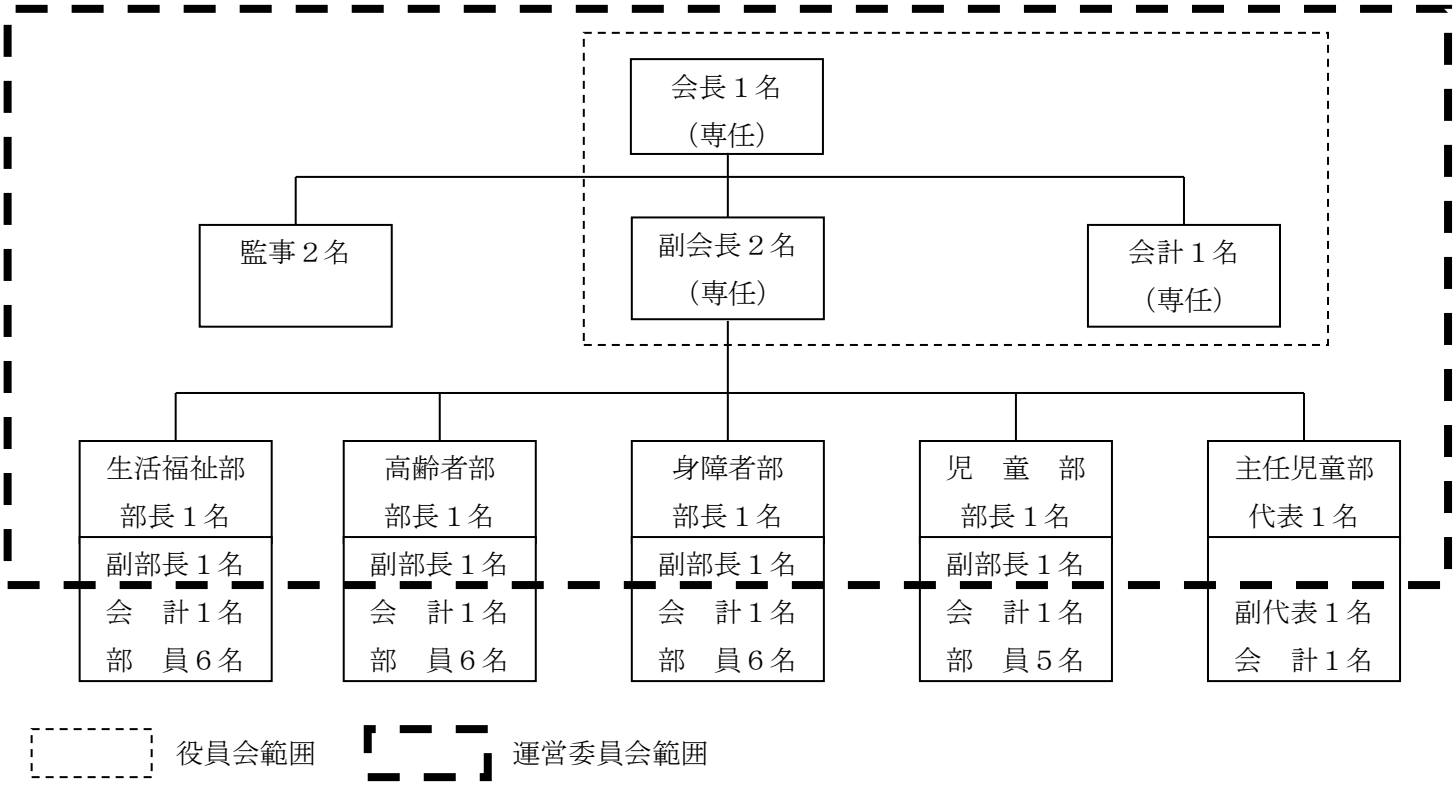
民 児 協 現 況 調 査（町民児協用）

民児協名（正式名）	時津町民生委員児童委員協議会			
１．事務局	〒８５１－２１９８ 長崎県西彼杵郡時津町浦郷２７４－１			＜運営＞ ・行政 ・社協 ・独立
	所属名（行政・社協の場合） 時津町役場　福祉課			
	ＴＥＬ：　095-865-6940　　ＦＡＸ：　095-881-2764			
	Ｅ-ｍａｉｌ：　fukushi.next@town.togitsu.nagasaki.jp			
	事務局担当者名	職名：　課長補佐　　氏名（ふりがな）：山下（やました）　倫明（ともあき）		
２．会長･副会長	役職名	氏　名	委員 経験年数	会長・副会長 経験年数
	会　長	清浦　保	６年	０年４か月
	副会長	山藤　正弘	９年	０年４か月
	副会長	田邊　加代子	６年	３年
	副会長			
	副会長			
３．民児協の構成	・定数　４９名　（内　主任児童委員　３名） ・実数　４２名　（内　主任児童委員　３名） ├ 男性　２０名　（内　主任児童委員　０名） └ 女性　２２名　（内　主任児童委員　３名）			
４．民児協の運営、組織構成（別紙添付可）	理事会・部会等の構成（名称、内容、構成員数） 別紙のとおり			
５．定例会の開催日	・毎月　　日　　毎月第２水曜日　（例：毎月３日、毎月第２月曜日など） ・その他（　　）			
６．重点活動（別紙事業計画等添付可） 別紙事業計画のとおり				

時津町民生委員児童委員協議会の概要

◎民生委員児童委員　……　４２人（男性：２０人、女性：２２人）

◎主任児童委員　……　３人（女性：３人）



令和８年度　時津町民生委員児童委員協議会活動目標

支え合う　住みよい社会　地域から
～住み続けたいまち　とぎつをめざして～

令和７年１２月１日の一斉改選により、１１名の退任、８名の新任を迎え新しい体制で活動を開始しました。

私どもの活動は、時津町をはじめ教育委員会、社会福祉協議会、各福祉関係団体などとの連携を深めながら民生委員児童委員・主任児童委員（以下「委員」という）相互の連携を図り、地域の方との繋がりの担い手として社会福祉の増進のために活動を推進します。

時津町が掲げる「住民参加のまちづくり」～住み続けたいまち　とぎつをめざして～については、先輩の委員が築いてきた地域の皆様への献身的な活動と委員相互の絆を大切にしながら、活動を通じてその実現に向けて協力します。

【活動の重点内容】

１　担当地域住民の実情を把握し、以下の３つの指針（役割）を立て、行政や専門機関へ「橋渡し」、「つなぎ役」としての支援活動を推進します。

①　気づき（見守り）：
　　高齢者や子どもたちへの見守り活動から、また生活上の変化や課題を早く把握する。

②　つなぐ（相談支援）：
　　把握した困りごとを放置せず、行政や専門機関へ適切に繋ぐ。

③　支える（地域づくり）：
　　担当地域で繰り広げている住民同士の交流の場づくりに協力する。

２　時津町、教育委員会、社会福祉協議会、各福祉関係団体などの専門機関との積極的な連携・協働による地域共生社会の実現に努めます。

３　時津町が推進する「時津町地域包括ケアシステムの構築」の推進に向けての協力と「支え合いのまちづくり」のために活動している、時津東小学校区「はこべらの里」、時津北小学校区「つんなむの会」、時津小学校区「つぎいしの輪」、時津鳴鼓小学校区「なづみの郷」への支援と協力をします。

４　定例会、研修会、事例研修などを通じて、活動の範囲を広め、委員間の問題意識、情報交換・共有、合意形成の確認と実践をします。

５　小学校、中学校、幼稚園、保育園などとの相互連携により子育て支援のために協力します。

６　独り暮らしの高齢者などへの見守り活動や、あったか見守り弁当の配食、子どもの登校時の通学路でのあいさつ運動、又は不登校、いじめ問題、ヤングケアラーなどの実態把握や危ない場所と言われる公園、路上、路地、公園、などでの声掛けを実施します。

７　災害時要支援者の情報確認と、災害発生時や発生後の安否確認・避難支援へ協力します。

８　委員活動に対しての住民の理解を得るために、活動の役割、実態などをあらゆる機会を通じて広報の周知を図ります。

９　その他必要と認められる事項

令和８年度　専門部の主な活動計画

本部、各専門部の主な活動計画を列挙していますが、「その他必要と認める事項」を追加しました。活動内容は必要に応じて柔軟に対応してください。

本　　部	○　民生委員児童委員・主任児童委員活動の積極的な支援 ○　関係機関団体との連携強化 ○　地域包括ケアシステム構築の支援 ○　定例会の改善 ○　その他必要と認められる事項
生活福祉部	○　時津町の福祉施策の勉強会 ○　「防災訓練」への参加 ○　町内研修・「他民児協」との交流 ○　その他必要と認められる事項
高齢者部	○　地域包括支援センターとの研修会 ○　高齢者施設・介護施設研修 ○　その他必要と認められる事項
身障者部	○　ひまわりの園との交流（９月・１２月） ○　町内障害者福祉施設の訪問及び研修 ○　その他必要と認められる事項
児　童　部	○　お誕生日おめでとう訪問のための餅ふみぞうり製作（毎月１回） ○　児童福祉施設の研修 ○　主任児童部との連携 ○　その他必要と認められる事項
主任児童部	○　町内幼稚園、保育所、小学校、中学校の訪問 ○　要保護児童対策地域協議会への出席 ○　子育て支援活動（ひまわりの園訪問・お誕生おめでとう訪問） ○　新小学１年生親子への支援活動 ○　児童、生徒に関する会議に出席 ○　部会・研修会 ○　その他必要と認められる事項